

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぼう

平成22年  
(2010年) 1月15日  
毎月3回5の日に発行

第1747・48号  
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

# 市議会旬報

## 春 頌



立山連峰 (写真：富山市提供)



年頭にあたり

五本幸正

(富山市議会議長)

全国市議会議長会会長

新年おめでとうございます。皆様方には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。さて、現在我が国は、平成20年秋の世界的な金融危機以降、厳しい経済状況の中、国・地方とも大幅な税収減が予想されており、現下の地方財政は未曾有の財政危機に直面しており、地域間の財政力格差も懸念されております。このため、本会としては、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、国に対し地方財源の充実強化を強く要望してまいりました。

その結果、平成22年度の地方財政対策においては、厳しい地方財政に配慮し約1兆円の「地域活性化・雇用等臨時特例費(仮称)」が特別加算されることや、財源不足額を埋めるための臨時財政対策債の大幅な増額により実質地方交付税総額が前年度比17・3%増の24兆6004億円確保されることなど、新年度の財政運営に支障が生じないよう措置がなされました。

次に、第二期地方分権改革においては、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、政府では、昨年末に「地方分権改革推進計画」を策定し、通常国会に「新分権一括法(仮称)」を提出するとしておりますが、本会としては、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」について、その早期実現を強く求めるものであります。

また、第29次地方制度調査会では、昨年6月「議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策」「議会制度の自由度の拡大」等についての答申が行われたところでありますが、本会としては、この答申を踏まえた法令改正を求めるとともに、議会活動の大幅な自由度の拡大について、引き続き、関係機関に訴えてまいり所存であります。

なお、地方議会議員年金については、昨年末に国の検討会の最終報告がなされ、今後は、総務省において議員年金制度のあり方についてとりまとめを行うこととなっておりますが、本年も引き続き政府に対し本会の考え方を積極的に訴えていく必要があると考えております。

本会要望事項の実現には、加盟各市議会の一致結束した対応が必要と考えられますので、一層の連携・協力をお願いするものであります。

新春を迎えるに当たり、全国都市の興隆発展と真の地方分権改革実現に向け、一層の努力を傾けて参る所存でありますので、皆様方の更なるご理解と、ご支援ご協力をお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

明けましておめでとうございませす。

昨年は、台風、大雨などの自然災害が多発し、多くの方が犠牲になりました。被害に遭われた方々に対して、心からお見舞い申し上げます。

さて、総務大臣に就任してから初めての正月を迎えました。新政権発足後、これまで夢中で走ってきましたが、本年も、以下の課題解決に向け、全力で頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【地域主権の確立】

「地域主権改革」は鳩山内閣の1丁目1番地の改革です。

地域主権に関する政策を検討、推進するため、昨年11月17日に、鳩山総理をトップとする「地域主権戦略会議」を設置しました。同年12月14日に初会合が開催され、地域主権改革のための諸課題と検討に際しての視点、地方政府基本法の制定等の改革の工程表などについて活発な議論が交わされました。今後、この戦略会議を改革のエンジンとして、従来の仕組みそのものの改革に取り組みます。

また、昨年12月15日には、現政権の掲げる地域主権改革の第一弾として、義務付け・枠付けを見直すこと、国と地方の協議の場を法制化すること、今後の地域主権改革の推進体制を強化することを盛り

り込んだ地方分権改革推進計画を閣議決定しました。このうち、法改正を要する事項については、所要の法案を本年の通常国会に提出したいと考えています。

地域主権の確立のためには、地方が自由に使える財源を増やし、三位一体改革により疲弊した地方を再生することによって、地方自治体が地域のニーズに適切に対応した行政サービスを提供していくことができるようにしなければなりません。そこで、平成22年度においては、地方交付税を対前年度

除の見直し」、「軽油引取税等の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持」のほか、「地方たばこ税の税率引上げ」や「税負担軽減措置等の大幅な見直し及びその適用実態の透明化」等を講じてまいります。



平成22年 年頭あいさつ

総務大臣

原口一博

市町村合併については、全国的な合併の推進は現行特例法が失効する本年3月をもって一区切りとするとし、今後は、市町村が自主的に合併をする際に障害となることがないようにするため、現行の合併法制を抜本的に改正、延

長するとともに、市町村間の広域連携制度の充実を図ってまいります。

そのほか、第三セクター等改革の推進や地方公営企業会計制度の見直しを行うとともに、地域医療の提供体制を確保するため公立病院改革の取組を支援します。

【新たなICT政策の展開】

ICTは、民主主義の基礎となるインフラであります。国民の権利の保障を重視した政策を新たに展開することにより、我が国のみならず、地球的規模において直面

する経済的・社会的な諸課題に対応してまいります。

昨年末には、原口ビジョンの1環として、「ICT維新ビジョン」を公表し、今後30年を視野に入れたICTによる成長戦略を示しました。今後、このビジョンを実現するための具体的な取組に尽力してまいります。

まず、グローバルな視点から、過去の競争政策を見直すとともに、ICTの活用による諸課題の解決策について検討するためのタスクフォースを昨年10月に設けており、このタスクフォースにおいて新たなICT政策の検討を進めます。

【郵政改革】

今年10月20日に閣議決定された「郵政改革の基本方針」に基づき、現在の民営化の問題を解消し、郵便局ネットワークが、国民生活の確保や地域社会の活性化等に貢献できるよう、具体的な経営形態等の検討を行うとともに、その成果は、次期通常国会に法律案として提出をめざしていきたいと考えています。

【その他】

本年は、参議院議員通常選挙が実施されます。中央選挙管理会や都道府県、市町村等と連携協力して、選挙の管理執行に万全を期すとともに、有権者の積極的な投票参加を呼びかけてまいります。

このように、総務省の抱える課題は大変幅広い分野に及んでおります。今後も総務省の総合力を生かして、国民の皆様の目線に立つて各般の施策を着実に推進し、これからの生活がますます豊かなものとなるよう努力していきます。本年も皆様のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【国民の生命・健康・生活を守る行政の推進】 行政相談委員や関係機関と連携して、行政相談に積極的に取り組





# 【大分市議会】 市民意見交換会 で議会基本条例

議 会  
ニ ュ ー ス

日本国憲法第92条の規定に基づき、定められている地方自治法。同法の規定により、議会を構成する議員は住民による直接選挙で選ばれ、住民福祉の向上を図るために昼夜を問わず日々、活動しています。首長も、自治法の規定に基づき選任され、執行機関の長

として活動しています。いわば両者は、存在の根拠を同じくし、住民に対する責任を負っているといえます。しかし近年、行政への市民参加や、執行機関によるパートナーシップ型サービスの普及により、市政における権限は、首長へ一元化する傾向が強まるばかりです。議会は要

らない——一部には、このように言い切つて憚らない一般市民さえいます。「市民に信頼される議会」そして「市民に開かれた議会」を目指すことの必要性、「単なる予算の承認機関」に陥つてはならないとする危機感から、多くの議会で「議会改革」に向けた取り組みが、

活発に行われるようになってきました。そのうちの1つの取り組みが「議会基本条例」の制定といえます。ただし、市民に開かれた議会とするならば、市民に分かりやすい議会であればなりません。どうすれば分かりやすくなるか。この課題に取り組んだのが大分市議会です。

## 21年度は子ども条例

大分市議会で議会基本条例が成立したのは、平成20年12月15日のこと。第4回定例会の最終日、全議員の賛成により成立しました。条例制定へ至る発端は、「大分市議会議員研究会」の設置。会派を超え議会全体として政策研究に取り組み、政策的条例の策定や政策提言を行うための検討

組織の設置を求める声が、議会内部から持ち上がったことによります。研究会発足が決まり、初会合が開催されたのは19年10月10日。以降、議員からの政策課題募集、初課題に議会基本条例を選定、条例案作成へと至ります。条例案の作成過程では20年7月7日から17日ま

での11日間、市内13か所で市民意見交換会を開催。延べ95名(平成21年第2回は141名)に及ぶ全ての議員が会場へ足を運び、総勢429名の市民と対話しました。

き、全員参加・全会一致を大原則に創り上げました。取り組みを始めてから2年3ヶ月、条例制定から1年が経過を致しましたが、現在も新しい発想による活動が、最高規範である議会基本条例の下で行われております。

条例の中間案を示したところ、市民からは「努めるという規定が多い」「一問一答は分かりやすい」などの意見が寄せられたため、条例に反映させています。また、大分市の条例では市長らの反問権を認め、市民の興味を喚起するばかりか、より深い議論が期待できる内容となっています。



### 仲道議員のコメント

議会内での研究検討を重ねた後、まず市民の皆様の中に飛込んでいくことから始めました。市民福祉の向上に資する議会改革への新たな方向性について、様々なご意見を頂

21年度からは、子ども条例をテーマに市民と対話を重ねつつ、研究に取り組む大分市議会。真摯な情熱は、必ずや市民へ伝わることでしよう。

【次号へ続く】

# 「地方議会議員年金制度検討会」報告

21年12月  
(抜粋)

## 【目次】

1. はじめに(略)
2. 地方議会議員年金の意義・性格(略)
3. 地方議会議員年金の財政状況(略)
4. 給付と負担の見直し案について(全文)
5. 給付と負担の見直しに伴う検討事項(略)
6. 廃止をする場合の考え方について(全文)
7. 終わりに(全文)

## 1. はじめに(略)

## 2. 地方議会議員年金の意義・性格(略)

## 3. 地方議会議員年金の財政状況(略)

## 4. 給付と負担の見直し案について

本検討会では、次のとおり給付と負担の見直し案について検討した。

### (1) 給付と負担の見直しに当たった考え方

給付と負担の見直しを行うに当たり、次の考え方を踏まえ、概ね20年後においても安定した給付が可能となるよう検討を行った。

第一に、地方議会議員年金は、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して設けられた公的な互助年金であり、現実には、地方議会議員及びその遺族の老後の生活を保障する機能も有していること。

第二に、市・町村議会議員年金財政の悪化は市町村合併による議員数の急減が主な原因であり、合併特例法においては、国は、市・

町村議会議員年金財政の健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとされていること。また、地方公共団体は市町村合併等により議員報酬等について毎年度約1100億円(平成10年度決算額から平成19年度決算額を控除した額)節減できている一方で、市・町村議会議員共済会の掛金収入等の減少を招き、年金財政の大幅な悪化をもたらしていること。

第三に、平成18年に廃止された国会議員互助年金(国費負担対議員負担11対3)と異なり、地方議会議員年金は、これまで議員本人が6割を負担する互助的な年金として運営されてきたこと。

なお、今後とも安定的な給付を行うためには、財政再計算ごとに、社会情勢の変化や財政状況等を踏まえて必要な措置を講じる必要がある。

### (2) 給付と負担の見直し案(A案)について(別紙4にA案・B案の表掲載)

#### ① A案の考え方

市・町村議会議員年金は、市町村合併の影響を大きく受けたことから、激変緩和負担金を含めた公費負担率が当分の間、毎年5割程度となるように、激変緩和負担金を強化・延長し、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直すこととする。

都道府県議会議員年金は、「公費負担対議員負担11対6」を基本として、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直すこととする。

#### ② 収入面の見直し

地方議会議員年金の財政状況を踏まえる

と、年金財政安定化のために、一定の収入面の見直しを行うこととする。

しかしながら、市・町村議会議員年金と都道府県議会議員年金とは財政状況等に相違があるため、市・町村議会議員年金と都道府県議会議員年金の場合を分けて収入面の見直しを行うこととする。

#### (ア) 市・町村議会議員年金

掛金率については、これまでの制度改正により、すでに相当程度高い水準に引き上げられているものの、年金財政の状況を踏まえれば、更に一定の引上げを行うことはやむを得ない。

特別掛金率についても、平成14年改正及び平成18年改正において、すでに大幅な引上げを行っているものの、年金財政の状況を踏まえ、更なる引上げを行うこととする。

平成18年改正により導入された市町村合併の影響に対する特例措置として設けられた激変緩和負担金についても、財源不足に対する市町村合併の影響分のうち未措置の部分が残り、市町村合併による議員定数の減少により市町村が議員報酬等の支出を大幅に経費節減できたことに鑑み、強化することとする。

一方で、負担金の水準については、住民の理解を得られるものとなるよう、激変緩和負担金も含めた公費負担率を5割以下にとどめることとし、激変緩和負担金を除く公費負担率については、これまで議員本人が6割を負担する互助的な年金として運営してきたことを踏まえ、概ね4割とすることとする。

以上の観点から、収入面の見直しについては、平成23年度から平成30年度までの掛金率を17・5%、特別掛金率を13%、負担金率を14・5%とし、平成31年度以降は、掛金率を16・5%、特別掛金率を9%、負担金率

を13%とする。

また、市町村合併の影響に対する措置として設けられた激変緩和負担金は、平成43年度まで延長した上で、その率は、平成23年度から平成30年度までの8年間は、7・8%とし、残りの期間は、6・8%とする。

なお、この場合、平成23年度から約20年間で、未措置の合併影響分(約1883億円)に対して、激変緩和負担金により約7割(約1296億円)が対応されることになる。

#### (イ) 都道府県議会議員年金

年金財政の状況を踏まえると、掛金率・特別掛金率については一定の引上げが必要であり、掛金率は13・5%に、特別掛金率は2・5%に引き上げるが、負担金率については据え置くこととする。

#### ③ 給付面の見直し

厳しい年金財政を改善するために、掛金等の引上げのみにより対応することとした場合には掛金等の大幅な引上げが必要であり、現役会員の過大な負担増となることから、年金財政の安定的な運営のためには、給付についても一定程度の引下げを行うことは避けられない。

その際、市・町村議会議員年金と都道府県議会議員年金とは、年金財政の状況等に相違があるものの、地方議会議員年金制度が「地方議会議員の職務の重要性を勘案して政策的に設けられた互助年金制度」であるという制度の趣旨・性格は、都道府県議会、市議会、町村議会の区分にかかわらず同じであることから、給付については、従来どおり同一の取扱いとすることとする。

以上の観点から、給付については、平成14年改正において、既に年金算定基礎率を150分の50から150分の40に20%引き下げていること、平成18年改正において150分の

40から150分の35まで更に12・5%引き下  
げていることを勘案し、年金算定基礎率を1  
50分の31・5まで更に10%引き下げるこ  
ととする。

また、年金受給資格を得るのに必要な在職  
年数(12年)を1年超えるごとに年金算定基  
礎率に加算される加算率(現行150分の0  
・7)についても、年金算定基礎率と同様に  
10%引き下げることにし、150分の0・63  
とすることとする。

さらに、厳しい年金財政の状況を踏まえれ  
ば、現役会員だけではなく、既裁定者に対  
しても応分の負担を求めるとし、既裁定者  
の給付についても10%引き下げることにす  
る。

また、平成18年改正においては引下げを行  
わなかった、既に受給をしている遺族年金受  
給者についても応分の負担を求めるとし、  
給付を10%引き下げることにする。

なお、既裁定者に対する給付の引下げにつ  
いては、(6)でさらに詳しく検討するが、  
給付の引下げに際し、低所得者に対する配慮  
措置を充実することとする。

一時金についても、年金の給付水準の引下  
げとの均衡から、年金算定基礎率と同様に、  
支給率を10%引き下げることにする。

(3) 給付と負担の見直し案(B案)につい  
て(別紙4にA案・B案の表掲載)

① B案の考え方

市・町村議会議員年金の市町村合併の影響  
による財源不足に対しては、激変緩和負担金  
を3倍以上に強化して対応することとし、市  
町村合併以外の原因による財源不足に対  
して、「公費負担対議員負担II 4対6」を基本  
として、給付水準・掛金・負担金を総合的に  
見直すこととする。

都道府県議会議員年金は、「公費負担対議

員負担II 4対6」を基本として、給付水準・  
掛金・負担金を総合的に見直すこととする。

② 収入面の見直し

(ア)市・町村議会議員年金

平成18年改正により導入された市町村合併  
の影響に対する措置として設けられた激変緩  
和負担金については、市町村合併による議員  
定数の減少により市町村が議員報酬等の支出  
を大幅に経費節減できたことに鑑み、財源不  
足に対する市町村合併の影響分のうち未措置  
の部分に対して、全額激変緩和負担金として  
公費で対応することとする。

その場合、市町村合併の特例措置として設  
けられた激変緩和負担金は、その率を14%に  
引き上げ、平成33年度まで延長した上で、平  
成34年度から平成38年度までの5年間に漸減  
し、平成39年度に廃止することとする。

その上で、これまで議員本人が6割を負担  
する互助的な年金として運営してきたことを  
踏まえ、激変緩和負担金を除く公費負担率が  
概ね4割となるようにすることとし、これを  
踏まえ掛金率・特別掛金率・負担金率を調整  
し、掛金率を17%、特別掛金率を10%、負担  
金率を14%にそれぞれ引き上げることとし  
る。

なお、この場合、激変緩和負担金を含む公  
費負担率は10年以上の期間にわたり、5割を  
超える(57・4%)こととなる。

(イ)都道府県議会議員年金

上述の考え方から、掛金率は13・5%に、  
特別掛金率は4%に、負担金率は10・5%に  
それぞれ引き上げることとする。

③ 給付面の見直し

A案と同様に、年金財政の安定的な運営の  
ためには、給付についても一定程度の引下げ  
を行うことは避けられず、都道府県議会、市  
議会、町村議会の区分にかかわらず従来どお

り同一の取扱いとすることが必要であり、年  
金算定基礎率を150分の33・25まで更に5  
%引き下げることにする。

また、年金受給資格を得るのに必要な在職  
年数(12年)を1年超えるごとに年金算定基  
礎率に加算される加算率(現行150分の0  
・7)についても、年金算定基礎率と同様に  
5%引き下げることにし、150分の0・6  
65とすることとする。

さらに、厳しい年金財政の状況を踏まえれ  
ば、現役会員だけではなく、既裁定者に対  
しても応分の負担を求めることが必要であり、  
既裁定者の給付についても5%引き下げるこ  
ととする。

また、平成18年改正においては引下げを行  
わなかった、既に受給をしている遺族年金受  
給者についても応分の負担を求めるとし、  
給付を5%引き下げることにする。

なお、既裁定者に対する給付の引下げにつ  
いては、(6)でさらに詳しく検討するが、  
給付の引下げに際し、低所得者に対する配慮  
措置を充実することとする。

一時金についても、年金の給付水準の引下  
げとの均衡から、年金算定基礎率と同様に、  
支給率を5%引き下げることにする。

(4) 給付と負担の見直し案に対する意見

① A案に対する意見

本検討会では、A案について、次のとおり  
意見があった。

・財源不足のうち、未措置の合併影響分が激  
変緩和負担金により7割しか措置されていな  
いのは問題であり、合併特例法で必要な措置  
を講じるとしたからには全額公費で対応する  
べきであるとする意見があった一方、合併影  
響分の7割を激変緩和負担金により対応すれ  
ば合併特例法の趣旨を踏まえているのではな  
いかとの意見があった。

② B案に対する意見  
本検討会では、B案について、次のとおり  
意見があった。

・激変緩和負担金を含めた公費負担率が10年  
以上にわたり6割近くになるのは国民の理解  
が得られないのではないかとする意見や、合  
併の影響をすべて公費で対応するのは理解を  
得られないのではないかとする意見があつ  
た。

③ A案・B案に共通する意見

本検討会では、A案・B案に共通して、次  
のとおり意見があった。

・掛金率・特別掛金率が高すぎる中でさらに  
引き上げるのは、現役議員にとつてはこれ以  
上の負担に耐えられないとの意見があつた。  
・現役議員の給付率については、平成14年改  
正、平成18年改正で既に3割引き下げられて  
おり、さらに引き下げる(A案の場合は10%  
引下げ、B案の場合は5%引下げ)のは問題  
であるとの意見があつた。

・財源不足は市町村合併の影響等によるもの  
であることから、現役議員が掛金の引上げや  
給付の引下げにより負担をすることは問題で  
あり、全額公費で対応すべきではないかとの  
意見があつた。

・世代間の不均衡を是正するため、既裁定者  
の給付率を更に引き下げることはできないか  
との意見があつた。

・激変緩和負担金を除く公費負担率について  
は、地方議会議員年金の生活保障的な機能を  
踏まえ、他の公的年金と同様に、5割にする  
べきとの意見があつた。

(5) 給付と負担の見直し案に対する各議長  
会・共済会の考え方

給付と負担の見直し案A案・B案に対し、  
都道府県議会議員共済会、全国市議会議長会  
及び全国町村議会議長会からそれぞれ次の考

え方が示された。

①都道府県議会議員共済会の考え方

A案・B案に対し、都道府県議会議員共済会から、次のとおり考え方が示された。  
・地方議会議員年金制度を存続すべきである。その場合、現役会員の負担と受益の関係が保険制度としての限界点にあることから、世代間の給付と負担の不均衡を是正し、今後とも持続可能な会員が信頼できる制度として構築すべきである。  
・存続する場合は、A案でやむを得ない。  
・廃止する場合は、A案でやむを得ない。

なお、廃止する場合は、A案でやむを得ない。見も4分の1程度であった。

また、地方議会議員についても、例えば被用者年金と同様に基礎年金に上乘せの報酬比例部分とするなど新たな制度の創設を検討すべきである。

②全国市議会議員共済会の考え方

A案・B案に対し、全国市議会議員共済会(市議会議員共済会)から次のとおり別案(以下「全国市議会議員共済会案」という。)が提示された。

市・町村議会議員年金の市町村合併の影響による財源不足に対しては、全額激変緩和負担金で対応することとし、市町村合併以外の原因による財源不足に対しては、「公費負担対議員負担115対5」を基本として、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直すこととする。

収入面の見直しについては、市町村合併の特例措置として設けられた激変緩和負担金の率を14%に引き上げ、平成33年度まで延長した上で、平成34年度から平成38年度までの5年間に漸減し、平成39年度に廃止することとする。

する。

掛金・特別掛金の引上げは行わず、負担金については16%に引き上げ、特別掛金に対する負担金を新たに創設して、7・5%とする。

給付面については、給付水準の引下げは行わない。

地方議会議員年金制度を今後も維持していくことが望ましいが、仮に、地方議会議員の年金制度の廃止を行うこととする場合にあっては、国会議員年金の廃止の例にならうものとし、受給資格のある現職議員が年金ではなく一時金を選択した場合の給付額については、掛金総額の64%ではなく80%とすべきである。

③全国町村議会議員共済会の考え方

A案・B案に対し、全国町村議会議員共済会から、年金制度を維持存続し、将来にわたり安定的な年金給付が可能となるよう、B案を基本としつつ次の点を検討すべきとの考え方が示された。

・市町村合併が年金財政に及ぼした影響については、市町村合併特例法第65条第3項に基づき、激変緩和負担金として全額財政措置すること。  
・激変緩和負担金を除く公費負担を議員負担と同水準まで引上げること。  
・現職議員については、度重なるこれまでの改正を踏まえ、給付や掛金に関し過度の負担を強いることのないよう制度設計を行うこと。

④全国市議会議員共済会案に対する意見

本検討会では、全国市議会議員共済会案について、次のとおり意見があった。  
・激変緩和負担金を含めた公費負担率が10年以上にわたり6割以上になるのは国民の理解が得られないのではないかとする意見があった。

た。

・全国市議会議員共済会が、財源不足に対して地方議会議員の追加負担がなく、すべて公費で負担すべきとする案しか受け入れることができないとするならば、当該案は国民の理解が得られないと考えられることから、結局は、廃止するしかないのではないかとする意見があった。

5. 給付と負担の見直しに伴う検討事項(略)

6. 廃止をする場合の考え方について

上述のような給付と負担の見直し案に加え、本検討会では、次のとおり、地方議会議員年金の廃止をする場合の考え方について検討した。

(1) 廃止をする場合の考え方について

①基本的な考え方  
国会議員互助年金については、平成18年4月に廃止されたところである。国会議員互助年金と地方議会議員年金とは、制度の基本的性格、運営方式、国庫負担率(公費負担率)及び平均年金額等の実態が異なっているものの、国会議員互助年金に準じて地方議会議員年金が創設された経緯に鑑み、廃止をするのであれば、国会議員互助年金の廃止に準じて、現職給付・現会員に対して十分な保障をした上で、廃止することとする。

地方議会議員年金は、既に平成14年・平成18年改正により、現会員の給付の約30%引下げ(150分の50→150分の36)、既裁定者の給付の10%引下げ(150分の50→150分の45)が行われているところであり、国会議員互助年金以上の給付の引下げが既に実施されていることから、現状の状態で廃止することとする。

また、国会議員互助年金にならない、高額所得者に対する支給停止措置を強化することとする。

廃止をした場合、財源の約6割を占める現役会員の掛金収入がなくなることから、廃止に伴う過去債務の支払いに必要な費用の財源を、例えば、会員の報酬総額に応じて、各地方公共団体が公費で負担することとする。

また、平成23年度は統一地方選挙の年であり、任期満了により12年の受給資格を得る者が約5000人存在することから、廃止法の施行を平成23年春とすることも検討する必要がある。

②現職議員の給付の取扱い

国会議員互助年金の廃止の場合、受給資格を満たしている者(在職10年以上)は、納付金総額の80%を退職時に受給するか、又は、退職後、廃止前(平成18年3月時点)の法律により年金額の15%引下げをした年金を受給するかを選択できる制度となっている。

地方議会議員年金を廃止する場合には、受給資格を満たしている者(在職12年以上)については、掛金総額の64%の一時金を退職時に受給するか、退職後、廃止前の法律による年金を受給するか選択できる制度とすることとする。

なお、受給資格を満たしている者が一時金を選択する場合の支給率を掛金総額の64%としているのは、現行制度の一時金の支給率のうち最も高い率が64%であるからである。

また、地方議会議員年金は、上述のとおり、国会議員互助年金よりも給付水準を引き下げているため、廃止前の法律による年金を受給することを選択できる制度とするが、年金を受給することを選択した者については、高額所得者に対する支給停止措置を強化することとする。

具体的には、議員年金の額と前年の議員年金等を除く所得(総所得金額ベース)との合計額が600万円を超えるときは、当該超える額の2分の1に相当する額の年金の支給を停止し、最低保障額は廃止することとする。

国会議員互助年金の廃止の場合、支給資格を満たしていない者(在職10年未満)は、廃止前の法律で一時金として設定されている納付金総額の80%を退職時に受給する制度となっているが、地方議会議員年金を廃止する場合も同様に、支給資格を満たしていない者について廃止前の法律で設定されている在職年数に応じた一時金率で支給することとする。

③退職した議員で既に退職年金を受給している者の給付の取扱い  
国会議員互助年金の廃止の場合、退職した議員で既に退職年金を受給している者の給付については、年金額に応じて最大で10%の給付の引下げを行った上で、退職年金の支給を継続している。

④退職した議員の遺族に既に遺族年金を受給している者の給付の取扱い  
国会議員互助年金の廃止の場合、退職した議員の遺族に既に遺族年金を受給している者の給付については、廃止前の法律に基づき支給を継続している。

地方議会議員年金を廃止する場合、上述のとおり、平成18年改正で一律10%の給付引下げを行っていることから、廃止前の法律により退職年金の支給を継続することとする。ただし、高額所得者については、②と同様に、支給停止措置を強化することとする。

給を継続している。  
地方議会議員年金を廃止する場合においても廃止前の法律に基づき支給を継続することとする。

(2) 廃止する場合に必要な費用

(1)の考え方にしたがって、支給資格を有する現役議員が全員年金を選択したと仮定して廃止した場合に必要な費用を試算すると、都道府県議会議員共済会及び市・町村議会議員共済会を合わせた総額では、約59年間の累計で約1兆3377億円必要となる。単年度においては、平成23年度で約739億円と見込まれるが、その後、平成33年度には約526億円、平成43年度には約290億円と通減している。平成47年度から平成48年度頃において、給付と負担の見直し案(A案)よりも、単年度の公費の額は少なくなる見通しである。

(3) 廃止をする場合の考え方に対する意見

本検討会においては、廃止をする場合の考え方については、次のとおり意見があった。  
・度重なる給付と負担の見直しにより、現職議員には負担に耐えられず、廃止をした方がよいと考える者もいるのではないかとする意見があった。  
・廃止により地方議会議員の担い手が確保できなくなることを懸念する意見があった。  
・廃止の場合の公費負担額が当面多額となることから、国民の理解を得る必要がある、場合によっては一定の給付引下げが必要となる可能性もあるのではないかとする意見があった。

・支給資格を有する現職議員に対する一時金の支給率については64%ではなく、少なくとも国会議員互助年金並に80%とするべきであるとする意見があった。  
・地方分権の進展等、社会情勢の変化によ

り、今後の地方議会議員年金財政の動向は不透明であり、その際は何らかの見直しを再度行う必要があることを考えれば、廃止も一つの選択肢ではないかと、とする意見があった。

(4) 廃止をした後の方策に関する意見

廃止の場合であっても、幅広い層から人材を確保し、地方議会が期待される役割を果たしていく観点とともに、地方議会議員の退職後の生活を保障する観点から、地方議会議員についても基礎年金に上乘せの報酬比例部分として制度を設けるなど何らかの方策を検討すべきであるとの意見があった。

7. 終わりに

本検討会においては、市町村合併の進展等により厳しい財政状況にある地方議会議員年金制度の今後のあり方を考えるに当たって、その果たしている役割を議論し、財源不足に対する市町村合併の影響度合いの試算など具体的なデータに基づき、分析してきたところである。

本検討会は、地方分権の推進に伴い地方公共団体の役割が拡大していく状況下での地方議会の位置づけや果たすべき役割の重要性、幅広い層からの人材確保の観点、また、地方議会議員年金が議員の老後の生活を保障している機能を有していることに鑑み、地方議会議員年金の安定的な給付を可能とするために必要な給付と負担の見直し案(A案・B案)を作成し、検討を行ったところである。

また、財源不足に対して、地方議会議員の追加負担がなく、すべて公費で負担すべきとする案が出され、これに対して、当該案では国民の理解を得られないのではないかと、という意見があったところである。  
さらに、強制加入の年金制度として維持していくには現職議員の負担が過重となってお

り、地方議会議員年金を廃止することも一つの選択肢ではないかと考えられる。その場合の考え方やその方策についても本検討会において検討したところである。廃止をする場合には、国会議員互助年金の廃止の方法にない、受給者及び現会員に対する十分な保障が必要である。  
本検討会としては、市町村合併の急速な進展に伴う地方議会議員年金制度の基盤の構造的な変化により、平成23年には市・町村議会議員共済会に係る受給者への年金給付が不能と見込まれる事態になることに鑑み、早急な対応が行われることを期待するものである。

給付と負担の見直しA案・B案(概要)

	A案(市町村部分)	B案(市町村部分)
給付水準	概ね10%カット ・高額所得者の支給停止強化 ・低所得者の配慮措置充実	概ね5%カット ・高額所得者の支給停止強化 ・低所得者の配慮措置充実
掛金	16.0%→17.5%(+1.5%) →16.5%(+0.5%)	16.0%→17.0%(+1.0%)
特別掛金	7.5%→13.0%(+5.5%) →9.0%(+1.5%)	7.5%→10.0%(+2.5%)
負担金	12.0%→14.5%(+2.5%) →13.0%(+1.0%)	12.0%→14.0%(+2.0%)
激変緩和負担金 (合併特例)	4.5%→7.8%(+3.3%) →6.8%(+2.3%) ・期間を10年間延長、漸減なし	4.5%→14.0%(+9.5%) ・期間を5年間延長

※下線部:平成23年度から30年度まで臨時的かさ上げ